

瀬戸市告示第40号

令和3年瀬戸市告示第42号（瀬戸市手数料徴収条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項及び同法第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 市長が定める機関		1 市長が定める機関	
申請の区分	市長が定める機関	申請の区分	市長が定める機関
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関	一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請	登録住宅性能評価機関
共同住宅等に係る申請（瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）別表備考第1項(2)又は第3項(2)の規定の適用を受ける申請を除く。）	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関	共同住宅等に係る申請（瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）別表備考第1項(2)又は第3項(2)の規定の適用を受ける申請を除く。）	登録住宅性能評価機関
共同住宅等に係る申請	住宅部分にあつては登	共同住宅等に係る申請	住宅部分にあつては登

<p>(条例別表備考第1項(2)又は第3項(2)の規定の適用を受ける申請に限る。)</p>	<p>録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>	<p>(条例別表備考第1項(2)又は第3項(2)の規定の適用を受ける申請に限る。)</p>	<p>録住宅性能評価機関、非住宅部分にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>
<p>&lt;省略&gt;</p>		<p>&lt;省略&gt;</p>	
<p>備考 &lt;省略&gt; 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、<u>7又は8</u>が表示されているものに限る。）の写し</p>		<p>備考 &lt;省略&gt; 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「改正告示」という。）附則第2項又は第6項の規定により改正告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の1及び2が適用される建築物であつて、改正告示の施行の日以後にする都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、同告示に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量</u></p>	

(2) <省略>

等級5又は6)が表示されているものに限る。  
。)の写し  
(2) <省略>